

令和4年度  
外国人技能実習生等の外国人材を活用し  
た地産外商・海外展開支援事業  
(スキルアップ支援補助金)

交 付 要 綱

令和4年5月

高知県中小企業団体中央会



## 令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した 地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）交付要綱

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱の規定に基づいて実施する、外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）（以下「本事業」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### （補助目的）

第2条 雇用している外国人材のスキルアップや技能習得等に取り組む県内事業者を支援することで、スキルアップに意欲的な外国人材を確保するとともに、将来的には、帰国後に県内企業の外商活動を担う人材（現地法人・販売代理店等）としても活躍してもらい、ものづくり企業等の海外展開の加速化にもつなげていき、外国人材から「選ばれる高知県」を目指すことを目的とする。

### （補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付対象者は、県内の事業所において外国人材を受け入れた法人又は個人であって、別表1に掲げるもののうち、高知県中小企業団体中央会会長（以下「中央会会長」という。）が必要、かつ、適当と認める経費とする。

ただし、補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。

### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で中央会会長が別に定める。ただし、外国人材1名に対する補助金額は補助対象経費の2分の1以内であって、上限を10万円とする。

### （補助金の交付の申請）

第5条 中小企業等は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を中央会会長に提出しなければならない。

### （補助金の交付の決定及び通知）

第6条 中央会会長は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 中央会会長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### (補助金の変更の申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を行った補助事業の内容のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更については、補助金交付の目的達成に支障をきたすことがなく、かつ、補助事業の能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合
- (2) 補助事業経費の配分変更については、各補助対象経費の20パーセント以内の変更である場合

3 中央会会長は、第1項の規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに、別記第5号様式による補助事業遅延等報告書を中央会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (実績報告及び精算払い)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、別記第6号様式による補助事業実績報告書兼精算払請求書を補助事業の完了の日から25日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに中央会会長に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定及び交付)

第11条 中央会会長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件

に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式による補助金額確定通知書により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 中央会会長は、第8条の規定による承認をしたときは、第6条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
- 2 中央会会長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要網の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 中央会会長は、補助事業者が第6条第1項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。
- 4 中央会会長は、前2項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 5 中央会会長は、第2項及び第3項の規定による取消しを行い、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 6 第4項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(帳簿書類の備付け)

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該帳簿書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の発表)

- 第14条 中央会は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者等に発表させることができる。

(情報の開示)

- 第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委 任)

- 第17条 この要網に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、中央会会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この要網は、令和4年5月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費
外国人技能実習生等の外国人材 を活用した地産外商・海外展開 支援事業 （スキルアップ支援補助金）	受講料、施設使用料、通訳料（謝金）、宿泊料（※1）、交通費（※2） ※1 宿泊料の上限は一人一泊あたり 7,300 円（税込）を上限とする。 ※2 宿泊施設～研修施設間の往復に係る交通費に限る。

（注1）消費税及び地方消費税は対象外

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県中小企業団体中央会会長 様

住所  
申請者 名称  
代表者名 印

令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業  
（スキルアップ支援補助金）交付申請書

下記のとおり外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）を実施したいので、外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 担当者

氏名		所属・職名	
電話番号		メール アドレス	

3 添付書類

- (1) 補助対象予定者名簿（別紙1-1）
- (2) 納税の滞納がないことを証明する書類（3カ月以内に発行された県税の納税証明書）又は納税義務がないことの申立書（任意様式）
- (3) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼滞納有無の照会に関する同意書（別紙2）
- (4) 在留資格を証する書類の写し
- (5) 県内の事業所において雇用された外国人材であることを証する書類（労働条件通知書又は健康保険証等）の写し
- (6) 受講予定の研修概要（カリキュラム、費用、主催、開催場所等）がわかる書類の写し
- (7) 宿泊予定場所の概要（施設名、費用等）がわかる書類の写し

(別紙2)

## 誓約書兼同意書

私は、令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

(所在地)

(企業名)

(職名・代表者名※自署)

様

高知県中小企業団体中央会  
会長 久松 朋水

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）は、外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）交付要綱第6条第1項の規定により下記条件により、金 円を交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象となる経費及び補助金の金額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象となる経費	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、高知県補助金等交付規則（昭和43年3月高知県規則第7号）及び高知県中小企業団体中央会補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複してはならない。

令和 年 月 日

高知県中小企業団体中央会会長 様

住所  
申請者 名称  
代表者名 印

令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業  
（スキルアップ支援補助金）に係る補助事業の内容の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業の内容を  
下記のとおり変更したいので、外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキ  
ルアップ支援補助金）交付要綱第7条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 計画変更が補助事業に及ぼす影響

(第7条関係)

2022 高中央会第 号  
令和 年 月 日

様

高知県中小企業団体中央会  
会長 久松 朋水

### 補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請がありました令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）について、承認することとしましたので通知します。

### 記

補助事業の内容を変更した後の補助事業に要する経費、補助対象となる経費及び補助金の金額については、次の通りとする。

- |               |   |        |
|---------------|---|--------|
| 1. 補助事業に要する経費 | 金 | 円（税抜き） |
| 2. 補助対象となる経費  | 金 | 円      |
| 3. 補助金の額      | 金 | 円      |

令和 年 月 日

高知県中小企業団体中央会会長 様

住所  
申請者 名称  
代表者名 印

令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業  
（スキルアップ支援補助金）に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号で補助金の交付の決定通知（令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号で補助金の変更承認通知）がありました補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の日）

(第8条関係)

2022 高中央会第 号  
令和 年 月 日

様

高知県中小企業団体中央会  
会長 久松 朋水

補助事業廃止の承認について

令和 年 月 日付けで廃止の承認申請がありました令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）について、承認することとしましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県中小企業団体中央会会長 様

住所  
申請者 名称  
代表者名 印

令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業  
（スキルアップ支援補助金）に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号で補助金の交付の決定通知（令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号で補助金の変更承認通知）がありました補助事業について、下記のとおり事故があったので、外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 これまでに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付してください。

令和 年 月 日

高知県中小企業団体中央会会長 様

住所  
申請者 名称  
代表者名 印

令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業  
（スキルアップ支援補助金）に係る補助事業実績報告書兼精算払請求書

令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号で補助金の交付の決定通知（令和 年 月 日付け  
2022 高中央会第 号で補助金の変更承認通知）がありました事業を完了しましたので、外国人技能実習  
生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業（スキルアップ支援補助金）交付要綱第10条第1項  
の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の実績 (別紙のとおり)
- 2 補助事業の支出実績 (別紙のとおり)
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日

別紙

外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業  
(スキルアップ支援補助金) 実績報告書兼精算払請求書

1. 交付決定 令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号  
(変更承認 令和 年 月 日付け 2022 高中央会第 号)

2. 補助金交付決定額 金 円

3. 補助事業に要した経費 金 円

4. 補助対象経費 金 円

5. 補助金額 金 円

6. 振込先口座

金融機関名		本支店名	
預金種目	当座 ・ 普通	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
口座名義			

7. 添付書類

- (1) 補助対象者名簿 (別紙 1-2)
- (2) 受講した研修証拠書類 (受講費用の領収書、受講証明等) の写し
- (3) 宿泊場所、宿泊者、宿泊日及び宿泊料を証する書類 (宿泊施設の領収書等) の写し
- (4) 施設使用料、通訳料、交通費を称する書類 (領収書等) の写し

殿

高知県中小企業団体中央会  
会長 久松 朋水

令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業  
(スキルアップ支援補助金) 補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け文書をもって報告及び請求のありました上記の件については、令和4年度外国人技能実習生等の外国人材を活用した地産外商・海外展開支援事業補助金交付規程第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定額	金	円 (税抜)
(変更後交付決定額)	(金)	円 (税抜)
2. 補助事業に要した額	金	円 (税抜)
3. 補助金確定額	金	円 (税抜)
4. 精算額 (返納額)	金	円 (税抜)